

東京大学トランスレーショナル・リサーチ・イニシアティブ幹事会内規

平成26年 5月 13日 制定

機 構 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学トランスレーショナル・リサーチ・イニシアティブ運営委員会内規（平成26年5月13日改訂）第3条に基づき、東京大学トランスレーショナル・リサーチ・イニシアティブ幹事会（以下、「幹事会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(任務)

第2条 幹事会は、TR 機構運営委員会内規第2条に定める任務を円滑に進めるため、TR 機構運営委員会の管理の下に、東京大学トランスレーショナル・リサーチ・イニシアティブ（以下、「TR 機構」という。）の管理運営に必要な事項に関する情報収集、協議等を行うものとする。

(幹事会)

第3条 幹事会は委員長、副委員長および委員をもって組織する。

- 2 委員長は TR 機構長をもって充てる。
- 3 委員長は、あらかじめ副委員長を指名し、委員長が不在時にその職務を代行する。
- 4 委員長は、幹事会を収集し、その議長となる。
- 5 委員は、東京大学の教職員及び TR 機構運営委員会が必要と認める者によって構成され、委員長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第5号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第5条 幹事会における議事は、速やかに TR 機構運営委員会に報告されるものとする。

附則

この内規は、平成26年 5月 13日から施行する。